

令和2年3月1日 四国経済産業局所管の指定旧供給地点の解除一覧

通し 番号	事業者名 (法人番号)	団地名	所在地		①解除基準 (旧簡易ガスみなし ガス小売事業者の シェア＜50%)に該 当するか		②解除基準 (旧簡易ガス供給採用件数/0.5×1/2≦他燃料採用件数/旧簡易ガスみなしガス小売事業者の シェア)に該当するか						備考
							旧簡易ガス供給採用件数	他燃料採用件数	判定結果				
1	四国ガス燃料株式会社 (2500001011654)	笠松団地	愛媛県	今治市	×	72.6%	○	1.0	2.0	1.0000	≦	2.7548	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。
2	四国ガス燃料株式会社 (2500001011654)	郷山団地	愛媛県	今治市	×	52.3%	○	0.0	2.0	0.0000	≦	3.8241	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。
3	四国ガス燃料株式会社 (2500001011654)	西新浜団地	徳島県	徳島市	×	78.2%	○	0.0	3.0	0.0000	≦	3.8363	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。
4	エナジー・ワン株式会社 (4500001000457)	瀬戸風ハイツ	愛媛県	松山市	○	38.4%	○	2.0	3.0	2.0000	≦	7.8125	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。
5	大一ガス株式会社 (6500001002451)	堀江みのり団地	愛媛県	松山市	×	54.7%	○	0.0	4.0	0.0000	≦	7.3126	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。